

（宛先）
港 区 長

港区屋内喫煙場所設置費等助成金交付申請書

住 所

申 請 者 氏 名

電話番号

屋内喫煙場所設置費等の助成金交付を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。
なお、助成金交付のために必要な区が保有する個人情報の利用に同意します。

建築物の場所 (所在地)	港区			
建築物の所有 形態等	<input type="checkbox"/> (1) 所有			
	<input type="checkbox"/> (2) 区分所有			
	<input type="checkbox"/> (3) 使用			
	<input type="checkbox"/> (4) その他 ()			
喫煙場所の面積	m ²	喫煙場所の定員	名	
申請の種類	設置費	維持管理費		
※設置費の助成を申請する場合	工事着手予定日	年	月	日
	工事完了予定日	年	月	日
	経費見込額 (注1、注2)	円		
	助成申請額	円		
※維持管理費の助成を申請する場合	助成申請期間	<input type="checkbox"/> 維持管理に係る経費の交付決定を前年度に受けている (助成開始年度： 年度)		
		年	月	日 から
		年	月	日 まで
	喫煙場所設置日			
	経費見込額 (注1、注3)	円		
助成申請額	円			
備考				

- 注1 消費税は含まない金額とすること。
- 注2 見積り額の金額を記載し、その算出根拠となる見積書及び内訳を添付すること。
- 注3 見込経費を記載し、その算出根拠を添付すること。
- 注4 設置に係る経費の助成を申請する場合は、工事等の概要が分かる図面等を添付すること。
- 注5 維持管理に係る経費の助成を申請する場合は、運営計画書を添付すること。

（宛先）
港 区 長

港区屋内喫煙場所設置費等助成金交付申請に係る同意書

港区屋内喫煙場所設置費等助成要綱第3条各号に掲げる助成対象となる喫煙場所の要件を全て満たした上で、港区屋内喫煙場所設置費等助成金交付申請書（第1号様式）を提出します。

なお、同要綱第15条第1項各号に掲げる事由に該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消され、返還金が発生することについて、同意します。

住 所

申 請 者 氏 名

電話番号

建築物の場所 (所在地)	港区	
申請の種類	設置費	維持管理費

【参考】港区屋内喫煙場所設置費等助成要綱（抜粋）
（喫煙場所の廃止）

第14条 交付決定者は、第3条第1項第11号ア又はイに定める期間内に屋内喫煙場所を廃止する場合、廃止する日の30日前までに、港区屋内喫煙場所設置費等助成金廃止届出書（第11号様式）を区長に提出しなければならない。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（交付決定の取消し）

第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、審査会による審査に付すものとし、当該審査の結果を踏まえ、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 予定の期間内に着手しないとき。
- (5) 第12条に規定する実績報告書が、指定する期日までに提出されないとき。
- (6) 第3条の要件を欠くこととなったとき又は第4条第1項の助成対象者でなくなったとき。
- (7) 第11条の届出があったとき。
- (8) 前条の届出があったとき。
- (9) 港区暴力団排除条例（平成26年港区条例第1号）第12条第2項の規定に基づき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。
- (10) その他助成決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（助成金の返還）

第16条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既にその取消しに係る部分の助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前条第1項第6号から第8号までの規定により、助成金の交付決定を取り消した場合における返還額は、次のとおりとする。

- (1) 設置に係る経費 供用開始日から交付決定が取り消された日までの期間応じて、別表3により算出した額
- (2) 維持管理に係る経費 交付決定が取り消された日以降に交付した額

別表3（第15条関係）

区分	取消割合
4年以上5年未満に事業を廃止	補助総額の1/5に係る交付決定を取り消す。
3年以上4年未満に事業を廃止	補助総額の2/5に係る交付決定を取り消す。
2年以上3年未満に事業を廃止	補助総額の3/5に係る交付決定を取り消す。
1年以上2年未満に事業を廃止	補助総額の4/5に係る交付決定を取り消す。
設置完了前の中止、取消し又は1年未満に事業を廃止	補助決定の全部を取り消す。

年 月 日

（宛先）
港 区 長

港区屋内喫煙場所設置費等助成金
変更申請書

住 所

申 請 者 氏 名

電話番号

※事業者の場合は、会社名・代表者名・代表者印

年 月 日付 第 号により助成金交付の決定を受けた申請について、内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容 (注1)	(変更前)
	(変更後)
2 変更の理由	
3 変更年月日	年 月 日
4 添付書類 (注2)	

注1 枠内に記載できないときは、「別紙参照」と記載の上、別紙（様式自由）に記載すること。

注2 変更内容を確認できる書類を添付すること。

年 月 日

（宛先）
港区長

港区屋内喫煙場所設置中止届出書

住 所

氏 名

電話番号

※事業者の場合は、会社名・代表者名・代表者印

年 月 日付 第 号により港区屋内喫煙場所
設置費等助成金交付決定を受けた喫煙場所について、設置を中止するので、下記のとおり届
け出ます。

記

1 届出年月日	年 月 日
2 設置中止の理由	

※設置中止に関し、状況が分かる書類を添付してください。

（宛先）
港区長

港区屋内喫煙場所設置費等助成金実績報告書

住 所

申 請 者 氏 名

電話番号

※事業者の場合は、会社名・代表者名・代表者印

年 月 日 付 第 号 で助成金交付決定を受けた
（ 屋内喫煙場所設置 ・ 当該年度の維持管理 ） が完了したので、関係書類を添えて、
次のとおり報告します。

なお、助成金の交付確定のために必要な区が保有する個人情報の利用に同意します。

喫煙場所のある建築物の場所(所在地)		港区
※設置費の助成の場合	工事等完了日	年 月 日
	工事等の費用総額	円
※維持管理費の助成の場合	対象となる年度 (対象となる期間)	年度 (年 月 日から 年 月 日まで)
	対象期間中の維持管理費の総額	円
助成確定額 (A)		円
助成金交付済額 (B)		円
返還額 (B - A)		円
事業実施の成果 (事業実施後又は今後見込まれる成果)		

年 月 日

（宛先）
港 区 長

港区屋内喫煙場所設置費等助成金
廃止届出書

住 所

申 請 者 氏 名

電 話 番 号

※事業者の場合は、会社名・代表者名・代表者印

年 月 日付 第 号により助成金交付の決定を受けた屋内喫煙場所を廃止するので、下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙場所の名称	
2 喫煙場所のある建築物の場所 (所在地)	
3 廃止の理由	
4 廃止年月日	

注1 枠内に記載できないときは、「別紙参照」と記載の上、別紙（様式自由）に記載すること。